

- 第1条 天皇は、□□□の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、□□の存する日本国民の総意に基づく。
- 第2条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した□□□□の定めるところにより、これを継承する。
- 第3条 天皇の国事に関するすべての行為には、□□の助言と承認を必要とし、□□が、その責任を負ふ。
- 第5条 皇室典範の定めるところにより□□を置くときは、□□は□□の名でその国事に関する行為を行ふ。
- 第6条 ①天皇は、□□の指名に基いて、内閣総理大臣を□□する。
②天皇は、□□の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を□□する。
- 第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。
1 憲法改正、法律、政令及び条約を□□すること。
2 □□を召集すること。
3 衆議院を□□すること。
4 国会議員の総選挙の施行を□□すること。
5 国务大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を□□すること。
6 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を□□すること。
7 □□を授与すること。
8 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を□□すること。
9 外国の大使及び公使を□□すること。
10 □□を行ふこと。

- 第1条 天皇は、**日本国**の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、**主権**の存する日本国民の総意に基づく。
- 第2条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した**皇室典範**の定めるところにより、これを継承する。
- 第3条 天皇の国事に関するすべての行為には、**内閣**の助言と承認を必要とし、**内閣**が、その責任を負ふ。
- 第5条 皇室典範の定めるところにより**摂政**を置くときは、**摂政**は**天皇**の名でその国事に関する行為を行ふ。
- 第6条 ①天皇は、**国会**の指名に基いて、内閣総理大臣を**任命**する。
②天皇は、**内閣**の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を**任命**する。
- 第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。
1 憲法改正、法律、政令及び条約を**公布**すること。
2 **国会**を召集すること。
3 衆議院を**解散**すること。
4 国会議員の総選挙の施行を**公示**すること。
5 国务大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を**認証**すること。
6 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を**認証**すること。
7 **栄典**を授与すること。
8 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を**認証**すること。
9 外国の大使及び公使を**接受**すること。
10 **儀式**を行ふこと。

第11条 国民は、すべての□□□□□の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない□□□□□として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する□□及び□□は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に□□□□□のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。□□、□□及び□□□□□に対する国民の権利については、□□□□□に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 ①すべて国民は、□□□□□□であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
②□□□□□その他の貴族の制度は、これを認めない。
③栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。□□□□□は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 ①公務員を選定し、及びこれを□□□□□することは、□□□□□の権利である。
②すべて公務員は、□□□□□の奉仕者であつて、□□□□□の奉仕者ではない。
③公務員の選挙については、成年者による□□□□□を保障する。
④すべて選挙における□□□□□の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第17条 何人も、公務員の□□□□□により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その□□□□□を求めることができる。

第11条 国民は、すべての**基本的人権**の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない**永久の権利**として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する**自由**及び**権利**は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に**公共の福祉**のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。**生命、自由及び幸福追求**に対する国民の権利については、**公共の福祉**に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 ①すべて国民は、**法の下に平等**であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
②**華族**その他の貴族の制度は、これを認めない。
③栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。**栄典の授与**は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 ①公務員を選定し、及びこれを**罷免**することは、**国民固有**の権利である。
②すべて公務員は、**全体**の奉仕者であつて、**一部**の奉仕者ではない。
③公務員の選挙については、成年者による**普通選挙**を保障する。
④すべて選挙における**投票**の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第17条 何人も、公務員の**不法行為**により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その**賠償**を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる□□□□□も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する□□に服させられない。

第19条 □□及び□□の自由は、これを侵してはならない。

第20条 ①□□の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる□□□□も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②何人も、□□□の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③国及びその機関は、□□□□その他いかなる□□□□□もしてはならない。

第21条 ①集会、結社及び言論、出版その他一切の□□の自由は、これを保障する。

②□□は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 ①何人も、□□□□□に反しない限り、居住、移転及び□□□□の自由を有する。

②何人も、外国に移住し、又は□□を離脱する自由を侵されない。

第23条 □□の自由は、これを保障する。

第25条 ①すべて国民は、□□で□□□な最低限度の生活を営む権利を有する。

②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び□□□□の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 ①すべて国民は、□□の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく□□を受ける権利を有する。

②すべて国民は、□□の定めるところにより、その保護する子女に□□□□を受けさせる義務を負ふ。□□□□は、これを無償とする。

第18条 何人も、いかなる**奴隷的拘束**も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する**苦役**に服させられない。

第19条 **思想**及び**良心**の自由は、これを侵してはならない。

第20条 ①**信教**の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる**宗教団体**も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②何人も、**宗教上**の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③国及びその機関は、**宗教教育**その他いかなる**宗教的****活動**もしてはならない。

第21条 ①集会、結社及び言論、出版その他一切の**表現**の自由は、これを保障する。

②**検閲**は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 ①何人も、**公共の福祉**に反しない限り、居住、移転及び**職業選択**の自由を有する。

②何人も、外国に移住し、又は**国籍**を離脱する自由を侵されない。

第23条 **学問**の自由は、これを保障する。

第25条 ①すべて国民は、**健康**で**文化的**な最低限度の生活を営む権利を有する。

②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び**公衆衛生**の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 ①すべて国民は、**法律**の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく**教育**を受ける権利を有する。

②すべて国民は、**法律**の定めるところにより、その保護する子女に**普通教育**を受けさせる義務を負ふ。**義務教育**は、これを無償とする。

第28条 勤労者の□□する権利及び□□□□その他の□□□□
をする権利は、これを保障する。

第29条 ①□□□は、これを侵してはならない。
②□□□の内容は、公共の福祉に適合するやうに、□□
でこれを定める。
③私有財産は、正当な□□の下に、これを公共のために
用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、□□の義務を負ふ。

第31条 何人も、□□□□□□□□によらなければ、その生命若
しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、□□□において□□を受ける権利を奪はれな
い。

第33条 何人も、□□□として逮捕される場合を除いては、権限を
有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明
示する□□によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依
頼する権利を与へられなければ、□□又は□□されない。
又、何人も、正当な理由がなければ、□□されず、要求が
あれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席
する□□□□□で示されなければならない。

第36条 □□□による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ず
る。

第37条 ①すべて刑事事件においては、被告人は、□□な裁判所
の迅速な□□□□を受ける権利を有する。
②刑事被告人は、すべての証人に対して□□する機会を
充分に与へられ、又、□□で自己のために強制的手続に
より証人を求める権利を有する。
③刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する□□
□□を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼す
ることができないときは、□□でこれを附する。

第28条 勤労者の**団結**する権利及び**団体交渉**その他の**団体行動**をする権利は、これを保障する。

第29条 ①**財産権**は、これを侵してはならない。
②**財産権**の内容は、公共の福祉に適合するやうに、**法律**でこれを定める。
③私有財産は、正当な**補償**の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、**納税**の義務を負ふ。

第31条 何人も、**法律の定める手続**によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、**裁判所**において**裁判**を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、**現行犯**として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する**令状**によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、**抑留**又は**拘禁**されない。又、何人も、正当な理由がなければ、**拘禁**されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する**公開の法廷**で示されなければならない。

第36条 **公務員**による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 ①すべて刑事事件においては、被告人は、**公平**な裁判所の迅速な**公開裁判**を受ける権利を有する。
②刑事被告人は、すべての証人に対して**審問**する機会を充分に与へられ、又、**公費**で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。
③刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する**弁護人**を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、**国**でこれを附する。

- 第38条 ①何人も、自己に不利益な□□を強要されない。
②強制、拷問若しくは脅迫による□□又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の□□は、これを証拠とすることができない。
③何人も、自己に不利益な唯一の証拠が□□□□□である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。
- 第39条 何人も、実行の時に□□であつた行為又は既に□□とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、□□□刑事上の責任を問はれない。
- 第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、□□の裁判を受けたときは、□□の定めるところにより、国にその□□を求めることができる。
- 第41条 国会は、□□□□□□□であつて、国の唯一の□□□□である。
- 第42条 国会は、□□□及び□□□の両議院でこれを構成する。
- 第43条 ①両議院は、□□□を代表する選挙された議員でこれを組織する。
②両議院の議員の定数は、□□でこれを定める。
- 第47条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、□□でこれを定める。
- 第48条 何人も、□□□両議院の議員たることはできない。
- 第49条 両議院の議員は、□□の定めるところにより、国庫から相当額の□□を受ける。
- 第50条 両議院の議員は、□□の定める場合を除いては、国会の□□□逮捕されず、□□□に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、□□□これを釈放しなければならない。

- 第38条 ①何人も、自己に不利益な**供述**を強要されない。
②強制、拷問若しくは脅迫による**自白**又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の**自白**は、これを証拠とすることができない。
③何人も、自己に不利益な唯一の証拠が**本人の自白**である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。
- 第39条 何人も、実行の時に**適法**であつた行為又は既に**無罪**とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、**重ねて**刑事上の責任を問はれない。
- 第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、**無罪**の裁判を受けたときは、**法律**の定めるところにより、国にその**補償**を求めることができる。
- 第41条 国会は、**国権の最高機関**であつて、国の唯一の**立法機関**である。
- 第42条 国会は、**衆議院**及び**参議院**の両議院でこれを構成する。
- 第43条 ①両議院は、**全国民**を代表する選挙された議員でこれを組織する。
②両議院の議員の定数は、**法律**でこれを定める。
- 第47条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、**法律**でこれを定める。
- 第48条 何人も、**同時に**両議院の議員たることはできない。
- 第49条 両議院の議員は、**法律**の定めるところにより、国庫から相当額の**歳費**を受ける。
- 第50条 両議院の議員は、**法律**の定める場合を除いては、国会の**会期中**逮捕されず、**会期前**に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、**会期中**これを釈放しなければならない。

第51条 両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、□□で責任を問はれない。

第52条 国会の常会は、□□□□これを召集する。

第53条 □□は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の□□□□以上の要求があれば、□□は、その召集を決定しなければならない。

第54条 ①衆議院が解散されたときは、解散の日から□□□以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から□□□□以内に、国会を召集しなければならない。
②衆議院が解散されたときは、□□□は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、□□□□□□□を求めることができる。
③前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後□□□以内に、□□□の同意がない場合には、その効力を失ふ。

第55条 両議院は、各々その議員の□□に関する□□を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の□□□□以上の多数による議決を必要とする。

第56条 ①両議院は、各々その総議員の□□□□以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
②両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の□□□でこれを決し、可否同数のときは、□□の決するところによる。

第57条 ①両議院の会議は、□□とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、□□□を開くことができる。
②両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを□□し、且つ一般に□□しなければならない。
③出席議員の□□□□以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

第51条 両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、**院外**で責任を問はれない。

第52条 国会の常会は、**毎年一回**これを召集する。

第53条 **内閣**は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の**四分の一**以上の要求があれば、**内閣**は、その召集を決定しなければならない。

第54条 ①衆議院が解散されたときは、解散の日から**四十日**以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から**三十日**以内に、国会を召集しなければならない。
②衆議院が解散されたときは、**参議院**は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、**参議院の緊急集会**を求めることができる。
③前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後**十日**以内に、**衆議院**の同意がない場合には、その効力を失ふ。

第55条 両議院は、各々その議員の**資格**に関する**争訟**を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の**三分の二**以上の多数による議決を必要とする。

第56条 ①両議院は、各々その総議員の**三分の一**以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
②両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の**過半数**でこれを決し、可否同数のときは、**議長**の決するところによる。

第57条 ①両議院の会議は、**公開**とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、**秘密会**を開くことができる。
②両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを**公表**し、且つ一般に**頒布**しなければならない。
③出席議員の**五分の一**以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

- 第58条 ①両議院は、各々その□□その他の役員を選任する。
- ②両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する□□を定め、又、院内の秩序をみだした議員を□□することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の□□□□以上の多数による議決を必要とする。
- 第59条 ①法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、□□□で可決したとき法律となる。
- ②衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の□□□□以上の多数で再び可決したときは、法律となる。
- ③前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、□□□□□□を開くことを求めることを妨げない。
- ④参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて□□□以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものと同みなすことができる。
- 第60条 ①予算は、さきに□□□に提出しなければならない。
- ②予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、□□□□□□を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて□□□以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。
- 第61条 □□の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。
- 第62条 両議院は、各々□□に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。
- 第63条 内閣総理大臣その他の国务大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも□□について発言するため□□に出席することができる。又、答弁又は説明のため□□を求められたときは、□□しなければならない。

- 第58条 ①両議院は、各々その**議長**その他の役員を選任する。
- ②両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する**規則**を定め、又、院内の秩序をみだした議員を**懲罰**することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の**三分の二**以上の多数による議決を必要とする。
- 第59条 ①法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、**両議院**で可決したとき法律となる。
- ②衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の**三分の二**以上の多数で再び可決したときは、法律となる。
- ③前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、**両議院の協議会**を開くことを求めることを妨げない。
- ④参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて**六十日**以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものと同みなすことができる。
- 第60条 ①予算は、さきに**衆議院**に提出しなければならない。
- ②予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、**両議院の協議会**を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて**三十日**以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。
- 第61条 **条約**の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。
- 第62条 両議院は、各々**国政**に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。
- 第63条 内閣総理大臣その他の国务大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないにかかはらず、何時でも**議案**について発言するため**議院**に出席することができる。又、答弁又は説明のため**出席**を求められたときは、**出席**しなければならない。

第64条 ①国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、
両議院の議員で組織する□□□□□を設ける。
②弾劾に関する事項は、□□でこれを定める。

第65条 行政権は、□□に属する。

第66条 ①内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる□□
□□□□及びその他の□□□□でこれを組織する。
②内閣総理大臣その他の国务大臣は、□□でなければ
ならない。
③内閣は、行政権の行使について、□□に対し□□して
責任を負ふ。

第67条 ①内閣総理大臣は、□□□□の中から□□の議決で、こ
れを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつ
て、これを行ふ。
②衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、
法律の定めるところにより、□□□□□□□を開いても意
見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、
国会休会中の期間を除いて□□以内に、参議院が、指名
の議決をしないときは、□□□の議決を国会の議決とす
る。

第68条 ①内閣総理大臣は、□□□□を任命する。但し、その□
□□は、国会議員の中から選ばなければならない。
②内閣総理大臣は、任意に国务大臣を□□することができる。

第69条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を□□し、又は信任の
決議案を□□したときは、□□以内に衆議院が解散され
ない限り、□□□をしなければならない。

第70条 □□□□□□が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の
後に□□□□□□□□があつたときは、内閣は、総辞職
をしなければならない。

第64条 ①国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、
両議院の議員で組織する**弾劾裁判所**を設ける。
②弾劾に関する事項は、**法律**でこれを定める。

第65条 行政権は、**内閣**に属する。

第66条 ①内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる**内閣
総理大臣**及びその他の**国务大臣**でこれを組織する。
②内閣総理大臣その他の国务大臣は、**文民**でなければ
ならない。
③内閣は、行政権の行使について、**国会**に対し**連帯**して
責任を負ふ。

第67条 ①内閣総理大臣は、**国会議員**の中から**国会**の議決で、こ
れを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつ
て、これを行ふ。
②衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、
法律の定めるところにより、**両議院の協議会**を開いても意
見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、
国会休会中の期間を除いて**十日**以内に、参議院が、指名
の議決をしないときは、**衆議院**の議決を国会の議決とす
る。

第68条 ①内閣総理大臣は、**国务大臣**を任命する。但し、その**過
半数**は、国会議員の中から選ばなければならない。
②内閣総理大臣は、任意に国务大臣を**罷免**することができる。

第69条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を**可決**し、又は信任の
決議案を**否決**したときは、**十日**以内に衆議院が解散され
ない限り、**総辞職**をしなければならない。

第70条 **内閣総理大臣**が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の
後に**初めて国会の召集**があつたときは、内閣は、総辞職
をしなければならない。

第71条 前二条の場合には、内閣は、あらたに□□□□□□が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

第72条 内閣総理大臣は、内閣を代表して□□を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に□□し、並びに□□□□を指揮監督する。

第73条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 1 □□を誠実に執行し、□□を総理すること。
- 2 □□□□を処理すること。
- 3 □□を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
- 4 法律の定める基準に従ひ、□□に関する事務を掌理すること。
- 5 □□を作成して国会に提出すること。
- 6 この憲法及び法律の規定を実施するために、□□を制定すること。但し、□□には、特にその法律の委任がある場合を除いては、□□を設けることができない。
- 7 □□、□□、□□、□の執行の免除及び復権を決定すること。

第74条 法律及び政令には、すべて主任の□□□□が署名し、内閣総理大臣が□□することを必要とする。

第75条 国務大臣は、その在任中、□□□□□□の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

第76条 ①すべて司法権は、□□□□□及び法律の定めるところにより設置する□□□□□に属する。
②□□□□□は、これを設置することができない。□□□□□は、終審として裁判を行ふことができない。
③すべて裁判官は、その□□に従ひ□□してその職権を行ひ、この□□及び□□にのみ拘束される。

第71条 前二条の場合には、内閣は、あらたに**内閣総理大臣**が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

第72条 内閣総理大臣は、内閣を代表して**議案**を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に**報告**し、並びに**行政各部**を指揮監督する。

第73条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 1 **法律**を誠実に執行し、**国務**を総理すること。
- 2 **外交関係**を処理すること。
- 3 **条約**を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
- 4 法律の定める基準に従ひ、**官吏**に関する事務を掌理すること。
- 5 **予算**を作成して国会に提出すること。
- 6 この憲法及び法律の規定を実施するために、**政令**を制定すること。但し、**政令**には、特にその法律の委任がある場合を除いては、**罰則**を設けることができない。
- 7 **大赦、特赦、減刑、刑**の執行の免除及び復権を決定すること。

第74条 法律及び政令には、すべて主任の**国務大臣**が署名し、内閣総理大臣が**連署**することを必要とする。

第75条 国務大臣は、その在任中、**内閣総理大臣**の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

第76条 ①すべて司法権は、**最高裁判所**及び法律の定めるところにより設置する**下級裁判所**に属する。

②**特別裁判所**は、これを設置することができない。**行政機関**は、終審として裁判を行ふことができない。

③すべて裁判官は、その**良心**に従ひ**独立**してその職権を行ひ、この**憲法**及び**法律**にのみ拘束される。

第77条 ①最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、□□を定める権限を有する。

②検察官は、□□□□□の定める規則に従はなければならない。

③最高裁判所は、下級裁判所に関する□□を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

第78条 裁判官は、裁判により、□□□□□のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、□□□□□によらなければならない。裁判官の懲戒処分は、□□□□□がこれを行ふことはできない。

第79条 ①最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、□□でこれを任命する。

②最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる□□□議員総選挙の際国民の審査に付し、その後□□を経過した後初めて行はれる□□□議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

③前項の場合において、投票者の多数が裁判官の□□を可とするときは、その裁判官は、□□される。

④審査に関する事項は、□□でこれを定める。

⑤最高裁判所の裁判官は、□□の定める年齢に達した時に退官する。

⑥最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の□□を受ける。この□□は、在任中、これを減額することができない。

第80条 ①下級裁判所の裁判官は、□□□□□の指名した者の名簿によつて、□□でこれを任命する。その裁判官は、任期を□□とし、□□されることができる。但し、□□の定める年齢に達した時には退官する。

②下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の□□を受ける。この□□は、在任中、これを減額することができない。

- 第77条 ①最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、**規則**を定める権限を有する。
- ②検察官は、**最高裁判所**の定める規則に従はなければならない。
- ③最高裁判所は、下級裁判所に関する**規則**を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

第78条 裁判官は、裁判により、**心身の故障**のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、**公の弾劾**によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、**行政機関**がこれを行ふことはできない。

- 第79条 ①最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、**内閣**でこれを任命する。
- ②最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる**衆議院**議員総選挙の際国民の審査に付し、その後**十年**を経過した後初めて行はれる**衆議院**議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。
- ③前項の場合において、投票者の多数が裁判官の**罷免**を可とするときは、その裁判官は、**罷免**される。
- ④審査に関する事項は、**法律**でこれを定める。
- ⑤最高裁判所の裁判官は、**法律**の定める年齢に達した時に退官する。
- ⑥最高裁判所の裁判官は、すべて定期的に相当額の**報酬**を受ける。この**報酬**は、在任中、これを減額することができない。

- 第80条 ①下級裁判所の裁判官は、**最高裁判所**の指名した者の名簿によつて、**内閣**でこれを任命する。その裁判官は、任期を**十年**とし、**再任**されることができる。但し、**法律**の定める年齢に達した時には退官する。
- ②下級裁判所の裁判官は、すべて定期的に相当額の**報酬**を受ける。この**報酬**は、在任中、これを減額することができない。

第81条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が□□に適合するかしないかを決定する権限を有する□□□□□である。

第82条 ①裁判の対審及び判決は、□□□□でこれを行ふ。
②裁判所が、裁判官の□□□□で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、□□□□、□□に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する□□の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第83条 国の財政を処理する権限は、□□の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第84条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、□□又は□□の定める条件によることを必要とする。

第85条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、□□の議決に基くことを必要とする。

第86条 □□は、毎会計年度の□□を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第87条 ①予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて□□□を設け、□□の責任でこれを支出することができる。
②すべて予備費の支出については、□□は、事後に□□の承諾を得なければならない。

第88条 すべて□□□□は、国に属する。すべて□□の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

第89条 公金その他の公の財産は、□□□の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に□□□□慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第81条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が**憲法**に適合するかしないかを決定する権限を有する**終審裁判所**である。

第82条 ①裁判の対審及び判決は、**公開法廷**で行ふ。
②裁判所が、裁判官の**全員一致**で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、**政治犯罪、出版**に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する**国民**の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第83条 国の財政を処理する権限は、**国会**の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第84条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、**法律**又は**法律**の定める条件によることを必要とする。

第85条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、**国会**の議決に基くことを必要とする。

第86条 **内閣**は、毎会計年度の**予算**を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第87条 ①予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて**予備費**を設け、**内閣**の責任でこれを支出することができる。
②すべて予備費の支出については、**内閣**は、事後に**国会**の承諾を得なければならない。

第88条 すべて**皇室財産**は、国に属する。すべて**皇室**の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

第89条 公金その他の公の財産は、**宗教上**の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に**属しない**慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第90条 ①国の収入支出の決算は、すべて毎年□□□□□がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを□□に提出しなければならない。

②会計検査院の組織及び権限は、□□でこれを定める。

第91条 □□は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも□□□□、国の財政状況について報告しなければならない。

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、□□□□の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第93条 ①地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として□□を設置する。

②地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の□□は、その地方公共団体の住民が、□□これを選挙する。

第94条 地方公共団体は、その□□を管理し、□□を処理し、及び□□を執行する権能を有し、法律の範囲内で□□を制定することができる。

第95条 一の地方公共団体だけに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の□□の投票においてその□□□の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

第96条 ①この憲法の改正は、各議院の□□□□□□□□以上の賛成で、□□が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その□□□の賛成を必要とする。

②憲法改正について前項の承認を経たときは、□□は、□□の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この□□を尊重し擁護する義務を負ふ。

第90条 ①国の収入支出の決算は、すべて毎年**会計検査院**がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを**国会**に提出しなければならない。

②会計検査院の組織及び権限は、**法律**でこれを定める。

第91条 **内閣**は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも**毎年一回**、国の財政状況について報告しなければならない。

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、**地方自治**の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第93条 ①地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として**議会**を設置する。

②地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の**吏員**は、その地方公共団体の住民が、**直接**これを選挙する。

第94条 地方公共団体は、その**財産**を管理し、**事務**を処理し、及び**行政**を執行する権能を有し、法律の範囲内で**条例**を制定することができる。

第95条 一の地方公共団体だけに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の**住民**の投票においてその**過半数**の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

第96条 ①この憲法の改正は、各議院の**総議員の三分の二**以上の賛成で、**国会**が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その**過半数**の賛成を必要とする。

②憲法改正について前項の承認を経たときは、**天皇**は、**国民**の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この**憲法**を尊重し擁護する義務を負ふ。